

酒田市立平田小学校 いじめ防止基本方針【概要版】 R6

1 基本的姿勢

いじめは、人として許されない行為である。学校教育全体で、一人一人のいのちを輝かせるために、人間関係づくりに取り組み、子どもの生命、人権を守ることに全力をあげいく。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの。」とする。

*けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

*好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに柔軟に対応することも可能である。

3 いじめの解消

次の①と②の要件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間連続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

4 いじめ防止対策委員会の設置

【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、その他関係教職員等で構成する。場合によっては、PTA代表、保護者、地域住民等を加えて組織する。外部関係者の人選は、学校裁量とする。

5 未然防止の取組

(1) いのちの教育の推進

(2) 未然防止に向けた資質・能力の向上

①生徒指導を意識した日々の授業づくり

②コミュニケーションタイムの充実

③道徳教育と体験活動の充実

(3) 確かな児童理解に基づくきめ細かい教育の推進

①児童の気持ちの変化をとらえる組織的な取組

②思いやり認め合う学級づくり

③家庭や地域との連携

(4) 児童会等の主体的な取組の推進

(5) 適切な情報機器使用、情報モラル教育の推進

(6) 教員等の資質・能力の向上

①担任力の向上

②SCや教育相談員との連携による専門性の向上

6 早期発見と対応

(1) 教職員のいじめ認知能力の向上

・日常の観察と情報共有

・情報機器に係る実態に関する情報収集

(2) いじめ発見の具体的な取組

①各種アンケートの実施

・ハートフルアンケート

・QU

・いじめ調査アンケート

②週1回の「子どもを語る会」の実施

③日常的な対話の重視

④児童のノートなどからの情報

⑤教育相談の充実



7 いじめへの対応

(1) 早期対応・緊急対応

- ・被害を受けた児童の安全確保を第一とする。
- ・疑いを「察知」した段階で管理職に報告し、いじめ防止対策委員会で情報収集を行い、正確に状況を判断する。事実確認、情報を共有する。
- ・時間や場所に配慮し、被害児童、加害児童から別々に聞き取りを行う。
- ・教職員の目の届く体制を整える。
- ・周囲に児童、保護者からの聞き取り等も複数の教職員で進める。

(2) 児童への指導・支援

- ・被害児童、加害児童、集団への指導・支援を適切に進める。
- ・心の不安と向き合い、人格の成長に主眼をおいた支援を行う。

(3) 保護者との連携

- ・解決に向け、継続的な情報共有と協力関係の構築を図る。特に、情報機器使用に係る情報を共有する。

(4) 関係機関との連携

- ・事実に応じて、PTA、教育委員会、警察等との連携を図る。

(5) 継続的な支援による再発防止

- ・継続した心のケアを重視する。
- ・現状を見つめなおし、自律的な集団づくりを計画的に進める。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

*保護者からの申立については、十分な調査等を実施したうえで重大事態か否かを判断する。

(2) 重大事態への対応

- ①酒田市教育委員会と連携して対応する。
 - ②酒田市教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた際は、警察へ報告する。
 - ④関係機関と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ⑤調査内容について、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を提供する。
- *情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

9 教育的課題から配慮する児童への対応

- ・発達障害を含む障害のある児童への配慮
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童への配慮
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る配慮
- ・被災児童への配慮



★ 点検・評価と不断の見直し

「いじめ防止基本方針」に係る定期的な点検、評価を実施し、隨時更新することで、児童をいじめから守るようにする。